

改正 平成14年4月1日

1 目的

乳幼児歯科相談は、継続的な歯科健康診査及び歯科保健指導を行うことにより、乳幼児の口腔の健全な発育・発達を促し、心身の健康増進に寄与することを目的とする。

2 対象

八王子市に住所を有する、概ね1歳前後から4歳前後の乳幼児のうち希望する者とする。

3 周知方法

(1) 乳幼児期の各健康診査において、継続的な指導が必要と判断された児に対して、利用を勧奨する。

(2) 必要に応じて、広報等を通じて事業の紹介及び周知を行う。

4 事業内容

(1) 歯科健康教育

集団方式で健康教育を行い、歯科保健に関する基礎知識や留意点等を説明する。

(2) 歯科健康診査及び歯科保健指導

対象児について定期的（原則6か月毎）に歯科健康診査を行い、併せて乳幼児の発育・発達を考慮した歯科保健指導を行う。

なお、健康診査の結果は、内容を保護者によく説明し、必要に応じて専門医療機関の受診・予防処置の勧奨を行う。

5 記録

歯科健康診査結果及び保健指導の実施状況については、歯科健康診査記録票に記録する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。